

平成29年第1回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成29年1月10日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年1月12日 午後1時30分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第1号 諏訪市板沢地区への一般廃棄物最終処分場建設計画の撤回を求める意見書の提出について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	総務課長	一ノ瀬	元広
まちづくり政策課長	山田	勝己	こども課長	武井	庄治
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	原	照代	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 赤羽裕治

議会事務局庶務係長 菅沼由紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番 根橋俊夫

議席 第 3 番 向山光

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

傍聴の皆さんありがとうございます。昨年末の糸魚川における大火にあっては多くの方々が被害に遭われ、避難施設にて年を越されています。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当町においては、先日、消防団赤十字奉仕団の出初式が挙行され、市中行進や観閲における団員の皆様の頼もしい姿を拝見し、この町の防火、防災に対する備えの強さを感じた次第であります。さて、本日の臨時議会であります。議会から町長への招集請求による臨時会であります。それでは定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回(1月)辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第1回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

本日、ここに平成29年第1回辰野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄、大変ご多用のところをご出席を賜りまして感謝を申し上げます。平素は町政にご尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。さて、今回の臨時会は地方自治法第101条第2項の規定による辰野町議会臨時会招集請求に基づきまして、招集をさせていただきましたところでございます。

議員発議によります、地方自治法第99条の規定による意見書の提出についてご審議をいただくわけでございます。慎重なるご審議をお願い申し上げ、臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席2番、根橋俊夫議員、議席3番、向山光議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。日程第3、発議第1号、諏訪市板沢地区への一般廃棄物最終処分場建設計画の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、福祉教育常任委員会委員長、堀内武男議員より趣旨説明を求めます。

○福祉教育常任委員長(堀内)

福祉教育常任委員会委員長の堀内でございます。平成29年1月臨時議会における意見書提出に対する趣旨説明を行います。現在大きな問題になっております諏訪市板沢地区への一般廃棄物最終処分場建設計画に対し、議会としての対応が必要であるとの認識の下、沢底地区及び平出地区の建設計画の撤回を求める決議書、及び決意表明に鑑み、今回福祉教育常任委員会の主管する業務として1月6日、竜東地区4議員による経過説明を受け、また引き続き1月11日の定例委員会において検討を行

いました。その結果、湖周行政組合、及び関係市町に対し、意見書提出を議員発議すべく決議いたしました。その発議は、発議第1号、諏訪市板沢地区への一般廃棄物最終処分場建設計画の撤回を求める意見書の提出であります。以下、この意見書発議に対する委員会における検討内容と意見書に対する趣旨説明を行います。本意見書は、湖周行政組合、及びその構成自治体である岡谷市・諏訪市・下諏訪町に対して、下流域である辰野の地元の合意が得られない状態での諏訪市板沢地区への最終処分場建設計画を撤回すること。併せて、この計画を進めることになる調査・測量に着手しないこと、を要請するものであります。この件の要旨につきましては先ほど、事務局長から詳細にわたって述べておりますので、その内容を確認していただきたいと思いますが、意見書を発議するにあたり骨子となる内容について申し述べます。まず、「設備は完全クローズド型最終処分場であり、安全が確保されている」と組合では説明しておりますが、永久的に残る廃棄物であり想定外の自然災害が各地で発生している現状を考えると、安全神話などあり得ないと考えざるをえない。即ち将来に禍根を残す施設建設は絶対に許すことはできない。次に、下流地区住民の反対の心情は当然であり、建設に反対し、意見書を提出すべきである。どこの自治体においても自分たちの出したごみは、自分の地域で処理をすることが原則であります。その影響が他地区に及ぶことが危惧される状況において容認することはできない。湖周行政組合に対して意見書を提出することに加え、事業を主管する3首長に対して提出が必要であろう。辰野町と3市町は古来より深い関係が築かれており、今後も強固な信頼関係を継続していくことが必要であります。そのためにも下流住民の合意が得られない状況での計画推進は撤回すべきである。等であります。以上、討議の結果、出席者全員の賛成により福祉教育常任委員会の議員発議として意見書を提出することに決定いたしました。全議員の賛同をいただき本意見書を提出いたしたく、宜しく可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明いたします。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○向山 (3 番)

議長。

○議 長

これについては賛成ですか、反対ですか。

○向山 (3 番)

賛成です。

○議 長

はい。お願いします。

○向山 (3 番)

私は、この問題に対する地元の皆さんの思いを整理しながら、賛成の立場で討論いたします。まず、この臨時議会を急ぎよ開催していただいたことについて、議長と町長に感謝申し上げます。私の論点は大きく3つになります。1つ目は、湖周行政事務組合が最終処分場の建設地を板沢地区に決定した、それがいわば秘密裏に行われたこと、そのために辰野町側の地元住民が大きな不信感を持っているということでもあります。2つ目として、なぜそのような決定が行われたのか、施設の安全性に対する問題点を指摘したいと思います。そして、第3に、このような決定に至った一部事務組合という組織にどう働きかけていくかという、運動論的なものであります。少し長くなりますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、建設地決定が秘密裏に行われてきたことに対する下流域、沢底区・平出区住民の大きな不信感、憤りについて申し上げます。このことについては、12月定例会の一般質問においても申し上げました。昭和37年の有賀峠のこちら側、諏訪市上

上野における、し尿の投棄問題は沢底・平出地区の、私より上の世代の皆さんには決して忘れることのできないできごとであります。火の見櫓の半鐘が突然連打され、地区住民が消防自動車等に相乗りして、抗議に現場へ急行するという状況は、私にも鮮明な記憶として残っています。今回の最終処分場建設が、まさに、このし尿投棄問題に匹敵する問題であると捉え、同じことが繰り返されようとしているとして、住民の皆さんは怒っているわけです。そして、今回のこの計画が、すぐ下流域に住む辰野町側住民には全く明らかにされず、板沢区との調印が終わるまで秘密裏に進められてきたこと、更には、辰野町の行政当局には1ヶ月もの間、情報を伏せるように要請したという、町当局と住民・議会とを分断させ対立させかねない、町当局を危うい立場に追い込むという状況を強いたことなど、まさに秘密主義で進められてきたことに対するやり場のない怒りによって、地元説明会では「俺たちを馬鹿にしている」「辰野はなめられている」という発言が相次ぎました。では、なぜそのような方法で決定が行われたのか、というのが第2の論点であります。それは、組合側の、施設の安全性に対する自信のなさ、負い目があることの裏返しではないかと考えます。「安全な『完全クローズド型最終処分場』で、シートが破損して水漏れをしても自動的に感知し、自動的に修復する機能がある。99.99%大丈夫だ」という説明を繰り返せば繰り返すほど、では、なぜ、わざわざ有賀峠を越えて、辰野町側の水系の上流に計画するのか、という疑問につながります。「わざわざ」というのは、板沢地区は岡谷市のごみ焼却場から最も遠い地域にあり、峠を越えて焼却灰を運搬することの合理性がありません。そして、「将来は屋内型のスポーツ施設などにも利用できる」と跡地利用の夢が語られていますが、そこに暮らす僅か数戸の住民にとって、本当に活用されるのか。大変失礼な言い方かもしれませんが、有効活用の現実性からも、最も遠いのがこの地域ではないかと考えます。つまり、板沢に立地するという積極的な理由を見い出すことができません。消去法で選ばれたとしか思えません。あえて言うならば、万が一の場合の危険性や不安、そして何よりもいわゆる「迷惑施設」であり、中心地から遠ざけようという意識が奥深くにあ

るのではないかとすら考えてしまいます。そもそも、この数年間の、東日本大震災をはじめとする様々な災害の結果、「安全神話」は崩壊し、絶対的な安全などないことが明らかになりました。30年間にわたって埋立てをし、その後もずっと焼却灰は残されるわけで、それに対する完璧な安全対策というものを、誰が示すことができるのでしょうか。埋め立てた焼却灰の下にある自動修復機能すら、いつまで機能するかわかりません。建設予定地近くでは土砂崩れがあったことも報告されました。私たちが日々の暮らしを営む中で、ごみ、焼却灰の処理は必ず必要なことです。それ故、一般廃棄物の処理は地方自治体の責務とされています。その中で、できるだけその圏域内で処理を完結することが、今日の大きな流れとなっています。それは、安全性の確保はもとより、お互いに快適な生活環境を享受していくためには生活圈域・行政圏域が異なる地域の住民に不要な負担を強いるべきではない、という考え方に基づくものと考えます。翻って、板沢地区は諏訪湖周の皆さんにとって同一の行政圏域ではありますが、私たち辰野町の住民にとっては水系を同じくする、まさに一衣帯水の地域です。昭和42年には、沢底区に水利権がある青木沢延命水を無断で使用しようとした問題も起きています。それにもかかわらず、辰野町の下流域住民を蚊帳の外において板沢地区だけと交渉を続けてきたやり方は、この地域の住民を分断させるものとなってしまいます。専門家は、クローズド型のメリットを「都市部の立地も考えられ、発生者自身の処理の原則を守れる」「運搬距離の短縮が図れる」「利用可能用地が増大する」「景観への影響が少ない」「クリーンなイメージが得られる」等々と指摘しています。そのようなメリットを生かすならば、まさに、諏訪湖の周辺に広がる広大な土地の中にこそ、積極的に立地を検討すべきであったと考えます。湖周組合の資料によれば、「平成25年に板沢区と交渉を開始し、27年3月にクローズド型に決定した」となっています。諏訪湖周辺の平坦部は軟弱地盤ではありますが、大きな病院もホテルも様々な公共施設も立ち並んでいます。今日の技術をしてみれば地盤問題はクリアできるものと思います。もちろん100%安全などと言うつもりはありません。さて、今回の意見書は湖周行政事務組合と組合

を構成する岡谷市、諏訪市、下諏訪町へも提出するところに特徴があります。これが3つ目の論点です。湖周組合の議会議員は3市町の議会から4人ずつ、計12人の議員で構成されていますが、この皆さんにも決定に至る途中経過は報告されていなかったようです。大変僭越な言い方になりますが、用地選定を諏訪市の当局に任せきりになっていたのではないかと考えます。どうか、今からでも辰野町側の住民の声に耳を傾け、用地の決定について再検討をして欲しいと願います。そのために、3市町長へ意見書を提出し、その旨をそれぞれの議会へも伝え、それぞれの市町議会と組合議会においても、今回の用地の決定の妥当性について検証し再検討していただきたい、それを促す意味があることを強調しておきたいと思えます。結論に入ります。地元住民の持って行き場のない憤りは、例えて言うならば、「そこは俺たちの裏山だよ。俺たちの持ち山ではないけれど、裏山にそんなものを造られたらたまらない。土地は他にいくらでもあるではないか。なんで人の裏山にそんなものを造るんだい」ということだと思えます。それを強行しようとしているのは道理のお話ではないと考えます。54年前のできごとと、今回の話が秘密裏に行われてきたことを合わせて考えると、どんなに安全性を強調しても、あるいはそのための調査をしても、地元の皆さんの同意を得るのは極めて困難であると考えます。ボタンの掛け違いによって一たび起きた不信感を拭うことは本当に難しいことです。私は、上流域への処分場建設に反対する住民要望には道理があると考えます。この道理のある住民要望に寄り添って、町も議会も安易な妥協をせず、毅然とした対応をすることこそが重要です。それが自治体間の、また、お互いの住民の信頼を得る道であり、ひいては、お互いの住民益につながることを考えます。この問題の長期化によって友好的であるべき3市町と辰野町との関係がこじれないことを願っており、速やかな計画の撤回を求めます。以上、大変長い発言になりましたが、議員の皆さんには、地元の思いをお汲み取りいただき、全会一致で可決いただくようお願いし、私の討論とします。ありがとうございました。

○議 長

ほかにありますか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。これより発議第1号、諏訪市板沢地区への一般廃棄物最終処分場建設計画の撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13名)

○議 長

起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。

よって、平成29年第1回(1月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

11. 閉会の時期

1月12日 午後 1時 56分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 2番

署名議員 3番